

対象甘味資源作物生産者 要件審査申請の手引き

対象生産者の要件

A-1

① 認定農業者・認定新規就農者

上記に加え、次の項目も要件となります。

- 対象生産者がさとうきびを栽培している地域において、さとうきびの生産に関する中期的な見通し及びその実現に向けた計画が、対象生産者を構成員とする生産者団体等により策定されていること。
- 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自ら点検を行っていること

1. 要件審査申請を行うために必要な提出書類

- 対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書
(別紙様式第2号(A1)) 1
- 農業経営改善計画認定書(参考1-1)の写し又は
認定農業者証明書(参考1-3)の写し(認定農業者用) 2
- 青年等就農計画認定書(参考1-2)の写し
認定新規就農者証明書(参考1-4)の写し(新規認定就農者用) 4

[事務手続きを委任する場合は、以下のいずれか一方の方法により委任状を提出]

- 対象甘味資源作物生産者要件審査申請及び甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状
- 甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状
(参考様式第1-1号又は第1-2号)の写し 6

2. 保管することが必要となる書類

- 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
(別紙様式第1号) 8

参考 1-1

農業経営改善計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第13条第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名

（印）

認定番号： 一 号

認定日： 年 月 日

認定の有効期間： 年 月 日まで

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあつては、本文の「(第13条第1項)」は削除する。
変更認定の場合にあつては、表題の次に「(変更)」と記載する。

【認定の有効期間について】

翌年5月31日まで有効期間があることが必要になります。

5月31日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する

②他の要件区分の条件を満たしているか確認した上で、必要書類を添えて要件審査申請書の補正を届け出る

参考 1 - 3

認定農業者証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）
第13条第1項に規定する認定農業者であることを証明します。

令和 年 月 日

市町村長名 (印)

認定番号	認定日	認定の有効期間	氏名
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	

【認定の有効期間について】

翌年5月31日まで有効期間があることが必要になります。

5月31日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する。

②他の要件区分の条件を満たしているか確認した上、必要書類を添えて要件審査申請書の補正を届け出る

参考 1 - 2

青年等就農計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項（第14条の5第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 (印)

認定番号： ー 号

認定日： 年 月 日

認定の有効期間： 年 月 日まで

(記載注意)

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のよ
うに記載する。
- 2 当初認定の場合にあつては、本文の「(第14条の5第1項)」は削除する。
変更認定の場合にあつては、表題の次に「(変更)」と記載する。

【認定の有効期間について】

翌年5月31日まで有効期間があることが必要になります。

5月31日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

- ①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する
- ②他の要件区分の条件を満たしているか確認した上で、必要書類を添えて要件審査申請書の補正を届け出る

参考 1 - 4

認定新規就農者証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）
第14条の5第1項に規定する認定就農者であることを証明しま
す。

令和 年 月 日

市町村長名

(印)

認定番号	認定日	認定の有効期間	氏名
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	

【認定の有効期間について】

翌年5月31日まで有効期間があることが必要になります。

5月31日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する

②他の要件区分の条件を満たしているか確認した上で、必要書類を添えて要件審査申請書の補正を届け出る

対象甘味資源作物生産者要件審査申請及び
甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜 太郎

住 所 〇〇県△△市□□1-2-3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 伊仙 一郎

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111-1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生する審査結果通知の受領、甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜 太郎

住 所 〇〇県△△市□□1－2－3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 伊仙 一郎

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111－1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生する甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います（例えば、作目ごとに点検する必要はありません）。
- ③ 点検は、農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シート及び7の項目において保存することとした記録は、次回の点検まで保存します。

<p>1 土づくりの励行 たい肥等の有機物の施用等による土づくりを励行する。</p>	<p>チェック欄</p> <input type="checkbox"/>
<p>2 適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行う。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>5 エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>6 新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>7 生産に係る情報の保存 肥料、農薬等の資材を適正に保管するとともに、生産活動の内容が確認できるよう、それらの使用状況及び施設・機械等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>8 安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行うとともに、安全な農作業の実施に努める。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できなかった項目がある場合等においてその理由、当該項目に係る改善の予定等（記入欄）】

点検日 年 月 日
 住 所
 点検者氏名
 （法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

必須項目

・本点検シートに係る個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構は、本点検シートの記載内容に含まれる個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金に係る交付事務のために利用する。また、申請者の関係する市町村、農業委員会及び農業協同組合へ申請内容を確認するために提供する場合がある。なお、本点検シートを提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。